

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木マネジメント部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十九年八月四日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十八年八月二十二日奈良県指令建第九八―八〇号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十九年七月二十六日建第八九九〇号
公共施設に関する工事の検査済証 平成二十九年七月二十六日建第五三四八号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市曲川町三丁目一七五番一、一七五番七、一七五番八、一七五番九、一七五番一〇、一七五番一一、一七五番一二、一七五番一三、一七五番一四、一七五番一五、一七五番一六、一七五番一七、一七五番一八、一七五番一九、一七五番二〇、一七五番二一及び一七五番二二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市縄手町三一番地一

有限会社綿松コーポレーション 代表取締役 綿松廣育

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 橿原市曲川町三丁目一七五番一

水路 橿原市曲川町三丁目一七五番一の一部

一 許可番号

平成二十九年四月十日奈良県指令建第九八―二四五号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十九年七月二十六日建第八九九一号
公共施設に関する工事の検査済証 平成二十九年七月二十六日建第五三四九号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

桜井市大字慈恩寺九〇四番一の一部及び九〇五番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字三輪七二番地の三

株式会社日生ハウジング 代表取締役 荒木正義

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 桜井市大字慈恩寺九〇四番一及び九〇五番一の各一部

下水道 桜井市大字慈恩寺九〇四番一の一部

一 許可番号

平成二十九年三月二十三日奈良県指令建第九八一二九号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十九年七月二十六日建第八九九二号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市白檀町三丁目一三五二番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市鳥屋町一七番一〇号

森本浩司